

会 議 録

会議の名称		令和7年度 第1回守谷市協働のまちづくり推進委員会		
開催日時		令和7年11月13日(木) 開会：午後1時30分 閉会：午後3時30分		
開催場所		守谷市役所 大会議室		
事務局(担当課)		生活経済部 市民協働推進課		
出席者	委員	徳田会長、天野委員、山口委員、小澤委員、須賀委員、 大山委員、荒川委員、裕元委員、藤門委員 (10名中9名出席/欠席：林副会長)		
	事務局	藤坂副市長、鈴木生活経済部長、中山生活経済部次長兼市民協働推進課長、高橋秘書課長、飯島課長補佐、亀崎係長、島田主任		
公開・非公開の状況		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	一般傍聴1名
公開不可の場合はその理由				
会議次第		1 開会 2 会長挨拶 3 副市長挨拶 4 委員紹介 5 内容 (1) 「もりや公益活動促進協会助成金」検討委員会の報告と意見交換 (2) 中間支援組織の役割・現状に関する情報提供と意見交換 (3) 「守谷市自治基本条例(仮称)」策定に向けての状況報告と意見交換 6 その他 7 閉会		
確定年月日		会議録署名		
令和7年12月10日		徳田 太郎		

審 議 経 過

1 開会

事務局（飯島）： 本日は、令和7年度第1回守谷市協働のまちづくり推進委員会に出席いただきありがとうございます。定刻になりましたので「守谷市協働のまちづくり推進委員会」を開会いたします。開会前に、委員の皆様には「会議録における発言者氏名記載の是非」について協議いただきたいと思います。

本日の委員会は「守谷市審議会等の会議の公開に関する指針」において、会議録を公表することとなっております。発言者氏名については、原則非公開、ただし、「発言者の氏名を公にしても率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがないと認める場合であって、かつ、会議において承認を受けたときはこの限りでない」と規定されています。

このため、本日の会議録作成において、発言者の氏名を記載してよろしいか、皆様の意向を確認させていただきたいと思います。

これまで開催してきました本委員会においては、氏名を記載しても良いとの判断を得ています。今後もこの方針を継続し、会議録に発言者の氏名を記載することによろしいでしょうか。

【全会一致で各委員の氏名記載を了承】

それでは、本日の会議の会議録につきましては、発言者の氏名を記載することに決定いたしました。

また、この会議は「守谷市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、公開といたします。なお、1名の傍聴者がいることを併せて報告いたします。

それでは改めまして、ただいまから令和7年度第1回守谷市協働のまちづくり推進委員会を開会いたします。

2 会長挨拶

【会長挨拶】

3 副市長挨拶

【副市長挨拶】

4 委員紹介

【各委員から自己紹介】

事務局（飯島）： それでは、早速内容に進みたいと思いますが、発言の際には、挙手をし

ていただき、発言をしていただければと存じます。

また、本日の会議出席者は9名ですので、「守谷市協働のまちづくり推進条例施行規則」第9条第3項の規定により、本日の委員会は成立しております。それでは、会議に入ります。進行は、「守谷市協働のまちづくり推進条例施行規則」第9条第1項の規定により、徳田会長にお願いします。

5 内容

(1) 「もりや公益活動促進協会助成金」検討委員会の報告と意見交換

徳田会長： それでは、私のほうで進めさせていただきます。本日は、説明や報告を受けて、皆様から意見をいただくという流れになろうかと思えます。まず、内容の(1)「もりや公益活動促進協会助成金」検討委員会の報告と意見交換の説明について、事務局から説明をお願いします。

～事務局説明～

徳田会長： それでは、事務局からの報告を受け、質疑・意見等がありますか。

藤門委員： 継続応援助成事業で助成を受けている団体にはどのようなものがありますか。

事務局(島田)： 令和7年度時点で43件の申請があり、活動内容は幅広くあります。例えば、高齢者の方が集まって行う脳トレクッキングや里山の各種団体、駅前の美化活動を行う団体など福祉から環境の分野まで様々な活動を行っている団体があります。

裕元委員： 私も助成を受けている「もりや河津桜の会」や「脳トレクッキング」などに参加しています。去年、継続応援助成の助成金が2万円から3万円に増額しましたが、活動が活発な団体ほど資金が必要な状況です。

藤門委員： 公園等里親事業で協働のまちづくり推進活動助成金の助成金を活用していますが、継続応援助成の助成金も活用できますか。

事務局(島田)： 市からの助成を受けるなど、他から助成を受けている活動は対象外となっているため、重複の申請はできません。

山口委員： 協働推進助成の助成上限額が30万円から45万円に変更となった経緯をもう一度伺えますか。

事務局(島田)： 協働推進助成は令和4年度・5年度と申請がなく、原因の一つが複数の団体が協働で活動を行うというハードルの高さに対して30万円という助成金額では少ないのではないかという話がありました。また、新規チャレンジ・ステップアップ助成に対しても、現在、予定件数よりも申請件数が少ないため、一定の倍率を設けることが必要という意見もあったため、金額を変更いたしました。

事務局(中山)： 補足をすると、新規チャレンジ・ステップアップ助成は、「新たな公益

活動に取り組む、活動対象の種類や数、対象地域を増加させるなど公益活動を広げる取り組みを促進すること」を目的としており、協働推進助成は、「市民協働の実践事例を生み、広げていくこと」を目的とし、2団体以上が連携した協働事業となっています。新規チャレンジ・ステップアップを経て、協働推進助成に昇華していくことを想定していますが、2団体で協力し合うと1団体当たり新規チャレンジ・ステップアップと同額の15万円ずつになってしまいます。

裕元委員： 継続応援助成は、現在3万円の助成となっていますが、活動が活発である団体ほど金額が足りなくなってきました。もう少し金額を上げる検討をしてもらえませんか。

事務局(中山)： 継続応援助成については、自主財源を確保することの努力もお願いしている助成制度でもあり、予算の枠がある中で、幅広い団体に活用していただく考えがあるので、今年度から3万円に増額したばかりであることも踏まえ、現在増額するという考えはありません。

大山委員： 助成団体が右肩上がりになっていると思いますが、近年どのような団体が増えてきているのでしょうか。

事務局(島田)： 市民提案型協働事業で提案のあったテニピンの普及であったり、大学生が花火をする機会を市民に提供しようという活動など、若い世代の団体が増えてきている印象があります。

徳田会長： 新規チャレンジ・ステップアップの活用団体は、延べ何団体くらいあるのでしょうか。

事務局(島田)： 守谷市公益活動助成を引き継いでいる形にはなりますが、公益活動促進協会で助成してきた団体は10団体程度になります。

徳田会長： 令和7年度に申請団体が4団体になっており、減少傾向にあるので、今後も新しい団体が出てきてほしいですね。

裕元委員： 新規チャレンジ・ステップアップは、現在どのような団体が活用しているのでしょうか。

事務局(島田)： 今年度は、ボッチャ協会や、駅前のクリスマスの装飾を行っているネットワーカー協議会、傾聴ボランティアなどの団体が活用しています。

山口委員： 公益活動で自主的な財源を見つけるのは難しいと思います。市民活動支援センターだけで、団体を支援していくのは難しいと思うので、アドバイザーを依頼するのであれば、また予算が必要になってきてしまいますが、促進協会の補助金の中から支出していくのでしょうか。

事務局(中山)： 伴走支援に関しては、市民活動支援センターが有している機能だと考えています。市民活動支援センターの職員だけで十分でない部分については、市民活動支援センターの運営委託費の中から支出していくこととなります。次年度は委託費の中に予算化し、アドバイザーを活用しながら団体を支援していきたいと考えています。

須賀委員： 伴走支援の機能を市民活動支援センターが担っているということですが

が、伴走支援の実績などはありますか。

事務局(中山)： 実際のところ、現在は伴走支援が十分できておらず、団体が自立できていないという印象です。そのため、先ほどのアドバイザーを活用していくことで、団体の支援だけでなく、市民活動支援センター職員のスキルアップも図り、伴走支援できる体制を整えていこうと考えています。

須賀委員： つくば市で行っているような情報発信やSNSの活用など、すぐに取り入れられるようなものを学べれば武器になると思います。伴走支援は非常に高いスキルが必要で、難しいと思いますが、知見のある方からアドバイスをもらうことが重要だと思います。

事務局(中山)： 今回の公益活動促進協会の助成金の見直しについては、知見のある方にも参加していただいております、様々なアドバイスをいただいていると伺っています。知見のある方からアドバイスをいただきながらよりよくしていこうと、市民活動支援センターと現在話し合っているところです。

徳田会長： 団体の自立を目指すときに、結局他の助成金や補助金に頼るということになってしまうと、それだけでは自立には近づけません。基本的に非営利団体の収入源は3つしかなく、1つ目が助成金や補助金、2つ目が事業収入、3つ目が寄付金や会費です。事業収入に関しては、今活動している内容が直接は収入にならなくても、少し切り口を変えることで収入源にしていったり、あるいは寄付募集や会員募集に力を入れたりということをしていかないと自立は難しいです。そのようなアドバイスを専門の方からもらい、中間支援組織が伴走支援をできるようになるのは、道のりが長いかもしれませんが、一歩ずつ進めていくしかないかなと思います。

(2) 中間支援組織の役割・現状に関する情報提供と意見交換

徳田会長： それでは、(2) 中間支援組織の役割・現状に関する情報提供と意見交換について、事務局から報告をお願いします。

～事務局説明～

徳田会長： それでは、皆様質疑・意見等はございますか。

山口委員： 中間支援組織の定義は何ですか。

事務局(中山)： 市民活動団体やNPO、行政などの間に入り、その活動を支援する団体です。

徳田会長： NPOや一般社団など様々な形態がありますが、茨城県全域ではNPO形態の中間支援組織として、茨城NPOセンター・コモンズなどがあります。

山口委員： そこをお願いすることはできないのでしょうか。

事務局(中山)： 市長の考えでは、公益活動を促進していくためには、守谷のことをよく

知っている団体をお願いしたいということで、現在は守谷市内だとNPO協働もりやしない状況です。

山口委員： 守谷市内には他にNPO法人はないのでしょうか。

徳田会長： NPO自体は各分野の活動でそれぞれありますが、それらのNPOを支援するような中間支援組織はNPO法人協働もりやしないということだと思います。

大山委員： 行っている内容を聞いていると社会福祉協議会と似ていると思ったのですが、明確な違いはあるのでしょうか。

事務局(中山)： 社会福祉協議会は福祉に特化した活動の支援をしています。確かに重複している部分はありますが、市民活動支援センターでは、環境保全や学習支援といった幅広い分野の団体に使っていただいているという違いがあります。

小澤委員： 中間支援組織は守谷について詳しく知らなくてもいいのではないかと思います。別の組織に委託したとして、守谷に詳しくなくても、中間支援組織として、より支援してくれる組織であれば、それも一つだと思います。

事務局(中山)： 守谷を知っているというのは、地理的な面だけではなく、団体の活動内容なども含めて詳しく知っているという点になります。近隣の市町村でも同様にNPOに委託している市町村もあれば、民間に委託している市町村もありますので、幅広く情報を集めて検討していきたいと考えています。

天野委員： 市民活動支援センターの運営の委託料はいくらくらいなのでしょう。

事務局(中山)： 令和7年度は、市民活動支援センターの運営以外にも市民大学の運営やようこそ守谷へなどの委託をされており、2,000万円程度の委託料となっています。

天野委員： 市民活動支援センターは何名で運営しているのでしょうか。

事務局(中山)： 臨時の職員もいますが、5名で運営しております。

天野委員： 市民活動団体同士のマッチングなどもしているのでしょうか。

事務局(中山)： もりや公益活動促進協会の助成金の申請受付は、市民活動支援センターも担当しているので、アドバイスなどしています。

徳田会長： 資料の全国的な課題と、守谷市の課題の1番目「委託先の固定化」と2番目「助成金中心の支援構造」の部分が、今回特に大きなポイントとなると思います。コーディネートという機能は属人的な要素が大きく、ノウハウが人に蓄積してしまい、組織として新陳代謝が難しいので、多くの団体で抱えている課題です。これは、4番目の課題の「若年層・新規参入の不足」にも関係してくると思います。また、民間でも中間支援組織の機能を担っている事業者があるということでしたが、会議室や印刷機の貸出しなどハード面の部分はどこにでも委託できる内容である一方、コーディネートなどソフト面の部分は本当にできるかどうかの見極めが重要にな

ってきます。また、3番目の「評価」に関しては林副会長が特に注目しているポイントで、提案もいただいているので、ぜひまた近いうちに説明していただけたらいいかなと思います。

天野委員： 林副会長に次回説明してもらおうときに、提案の内容が課題のどこに効果があるのかも説明してもらえると非常にわかりやすいと思います。

徳田会長： 基本的には3番目の「評価の形骸化」の部分に関するご提案だとは思いますが、それが具体的に1番目や2番目など他の課題の解決にどのように波及していくかという補足があるとわかりやすいということですね。

(3) 「守谷市自治基本条例（仮称）」策定に向けての状況報告と意見交換

徳田会長： それでは、(3)「守谷市自治基本条例（仮称）」策定に向けての状況報告と意見交換に移りたいと思います。こちらは秘書課で策定に向けて動いており、私もお手伝いしていますので、ぜひ委員の皆様から意見をいただきたいと考えております。それでは説明をお願いします。

～事務局説明～

徳田会長： それでは、皆様の質疑・意見等はございますか。

荒川委員： 私は守谷A地区まちづくり協議会の代表をしていますが、地区内でも温度差があるので、このような新しい内容について行けるか不安に感じております。

事務局（高橋）： 意見交換の中でも今の守谷市を残していきたいという意見もあり、何かを変えなければいけないということではなく、良いところは受け継いでいってほしいと考えております。

徳田会長： 前文の3行目にもあります「市内各地域の特色を生かし」というところが、まさにその部分かなと思います。

山口委員： 前文の主語は誰になるのですか。

事務局（高橋）： 条例自体も市民の役割、議会の役割、市長の役割や執行機関の役割ということを決めており、特定の誰かではなく守谷市全体が主語となっています。

裕元委員： 全部で5回ミーティングしているということですが、そのまとめはどのようなになっているのですか。

事務局（高橋）： 参加された皆様の意見を紙にまとめていただきましたが、それら全部を分野ごとにまとめて、キーワードを拾い上げて作成したものが資料の前文になります。

須賀委員： 無作為抽出の市民のミーティングでは、世代による偏りなどはなかったのでしょうか。

事務局（高橋）： 祝日に開催したこともあり、グループに分けたときに比較的各世代に

偏りのないグループとなりました。

須賀委員： 無作為に抽出された方がどのようなきっかけで参加されたのか気になりました。

事務局（高橋）： 市から文書が届いたときに「選ばれた」という感覚になり、今まで行政に関心がなかったが参加しようと思ったという方が多くいらっしゃいました。

須賀委員： 市の委員会は割と年齢が高い方が多かったでするので、若い世代の意見を取り入れる機会が少なかったと思っていましたが、今回の取組は非常にいい取組だと思いました。

藤門委員： この条例は、理念をまとめたような条例になるということでしょうか。

事務局（高橋）： 仰っていただいたとおり、細部についてはそれぞれの条例がありますが、自治基本条例は理念についてまとめた条例になります。

大山委員： 今後外に出していくときに、もう少しキャッチフレーズのような簡単でわかりやすいものがあるのもいいと思いました。

事務局（高橋）： 条例ということで少し固い内容になっておりますので、浸透していくように工夫したいと思います。

裕元委員： 現在制定されている他の自治体の条例を参考にするのでしょうか。

事務局（高橋）： 他の自治体でも、理念をまとめているような条例であったり、細かいところまで定めているような条例であったりと、様々な条例があります。守谷市が目指しているような条例を制定している自治体もありますので、参考にしながら守谷市独自の条例を作っていきたいと考えています。

藤門委員： 全国の都道府県別の制定状況はどのようになっているのでしょうか。

徳田会長： 民間シンクタンクのHPに一覧が乗っていますが、茨城は約 16%程度ですので、全国平均の 22.9%と比較すると少ない状況でしょうか。

山口委員： 第8章の「都市内分権」という名称がわかりづらいと思います。

事務局（高橋）： こちらはまだ案の状況ですので、もう少しわかりやすい名称を考えていきたいと思っています。

6 その他

徳田会長： その他に協働のまちづくり推進委員会として協議しておきたいという内容があればお願いします。

徳田会長： それでは、そろそろ時間となりますので、事務局に進行をお返しします。

事務局（飯島）： 以上をもちまして、守谷市協働のまちづくり推進委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

7 閉会